

青梅市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、青梅市が保険料を徴収すべき被保険者の範囲を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青梅市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第55条」の次に「および法第55条の2」を加え、同条第2号中「法第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者
付則第3条を削り、付則第4条を付則第3条とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

青梅市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱いが見直されたことに伴い、青梅市（以下「市」という。）が保険料を徴収すべき被保険者の範囲を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市が保険料を徴収すべき被保険者に次の者を加える。（第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により、都外に住所を有し、住所地特例の適用を受けて市の国民健康保険の被保険者となっていた者で、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により当該住所地特例の適用を引き継いで東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者となったもの

(2) その他所要の規定の整備

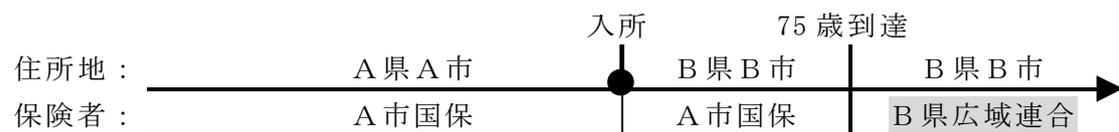
3 施行期日

平成30年4月1日

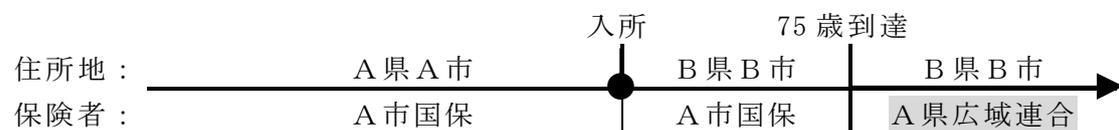
○後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取扱いの見直し

国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳に到達した場合、現行では現住所地の市町村の加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となるが、法改正により国民健康保険の住所地特例を引き継ぐこととなり、従前の住所地の市町村の加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となることになったもの

< 現 行 >



< 見直し後 >



青梅市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）

改正後	現行	備考
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市に住所を有する被保険者（法第55条および法第55条の2の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更にかかる同号に規定する継続入院等の際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項および第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</p> <p>付 則</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市に住所を有する被保険者（法第55条_____の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____に規定する特定住所変更にかかる同号に規定する継続入院等の際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>付 則</p> <p>（平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例）</p>	

<p>(延滞金の割合の特例) 第3条 略</p>	<p>第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）にかかる普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1期 10月1日から同月31日まで (2) 第2期 11月1日から同月30日まで (3) 第3期 12月1日から同月28日まで (4) 第4期 翌年1月1日から同月31日まで (5) 第5期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者にかかる普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「青梅市長（以下「市長」という。）が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における青梅市長（以下「市長」という。）が別に定める時期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例) 第4条 略</p>
------------------------------	--

<p>付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	
---------------------------------------	--